

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月16日
【会社名】	株式会社LITALICO
【英訳名】	LITALICO Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 敦弥
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-5704-7355 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 辻 高宏
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-6864-0793
【事務連絡者氏名】	専務取締役 辻 高宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2020年12月15日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年12月15日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 当社と株式会社LITALICOメディア&ソリューションズとの株式交換契約承認の件

2021年4月1日を効力発生日として、2020年9月8日付で株式会社LITALICOメディア&ソリューションズとの間で締結した株式交換契約及び当該株式交換契約締結後に生じた新株予約権発行等の事由を適切に契約内容へと反映すべく、2020年11月17日付で、同社との間で締結した株式交換契約変更覚書の承認をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

当社の現状の事業内容や今後の事業展開を踏まえ、事業目的について変更を行うものであります。また、第1号議案にてお諮りしております株式交換により、当社は2021年4月1日より株式会社LITALICOメディア&ソリューションズの完全子会社となることから、2021年6月開催予定の当社第16期定時株主総会において権利行使する株主を同社とするため、現行定款第11条の基準日の規定を廃止するものであります。

第3号議案 資本金の額の減少の件

当社は、第1号議案が承認可決された場合に、2021年4月1日付で、株式会社LITALICOメディア&ソリューションズの完全子会社となります。そのため、機動的かつ柔軟な資本政策を実現することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額変更の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内とするものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対し、第4号議案による報酬枠及び第6号議案によるストックオプション報酬とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。本議案に基づき譲渡制限付株式の付与を受ける取締役に對して、第4号議案の金銭報酬枠とは別枠の、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において以下同じ。）に対する株式報酬として、第4号議案による報酬枠及び第5号議案による譲渡制限付株式報酬とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、本郷純、北村康央及び彌野泰弘の3氏を選任するものであります。

第8号議案 退任取締役（監査等委員）に対する退職慰労金贈呈の件

本臨時株主総会終結の時をもって任期途中で監査等委員である取締役を辞任により退任されます宗司ゆかり氏、平野正雄氏及び井上雅彦氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を贈呈するものであります。金額は3名合計1,216万円とし、支給時期は本臨時総会終結後1月以内とします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第 1 号議案	149,402	33	-	（注）2	可決 99.98
第 2 号議案	149,310	125	-	（注）2	可決 99.91
第 3 号議案	149,401	34	-	（注）2	可決 99.97
第 4 号議案	146,388	3,043	4	（注）1	可決 97.96
第 5 号議案	109,495	39,940	-	（注）2	可決 73.27
第 6 号議案	120,033	29,402	-	（注）2	可決 80.32
第 7 号議案					
本郷 純	148,753	682	-	（注）3	可決 99.54
北村 康央	148,893	542	-		可決 99.63
彌野 泰弘	149,310	125	-		可決 99.91
第 8 号議案	106,940	42,495	-	（注）1	可決 71.56

- （注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成による。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上